

荒尾市国土強靱化地域計画

令和 2 年 6 月

荒 尾 市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 地域防災計画と強靱化計画	2
4 計画期間	2
第1章 計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第2章 本市の地域特性	5
1 地理的特性	5
2 自然環境	5
3 人口（将来推計）	6
4 本市における災害リスク	6
第3章 脆弱性評価	12
1 評価の枠組みと手順	12
2 評価の結果	14
第4章 強靱化の推進方針	15
第5章 計画の推進	48
1 推進体制	48
2 計画推進のための取組み（事業等）及び進捗管理	48

はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害の備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行するとともに、同法に基づき、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、同計画に基づく様々な取組みを進めている。

また、熊本県においては、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、わずか 28 時間の間に県内で震度 7 を続けて 2 度も観測する我が国に前例のない大地震を経験したことや、過去の災害を踏まえ、「熊本県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成 29 年 10 月に策定したところである。

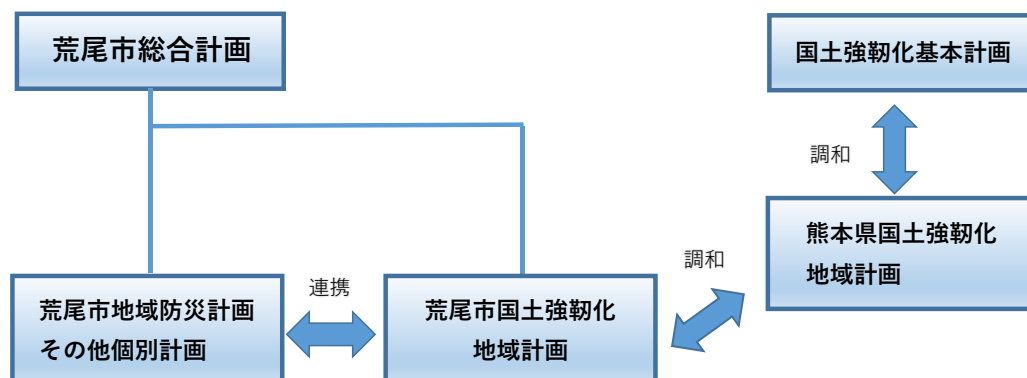
本市においても、大規模な災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、市民の生命及び財産を守ることを第一義に、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心なまちづくりを着実に推進するため、「荒尾市国土強靱化地域計画」（以下「市地域計画」という。）を策定するものとする。

2 計画の位置づけ

市地域計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本市における国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものである。

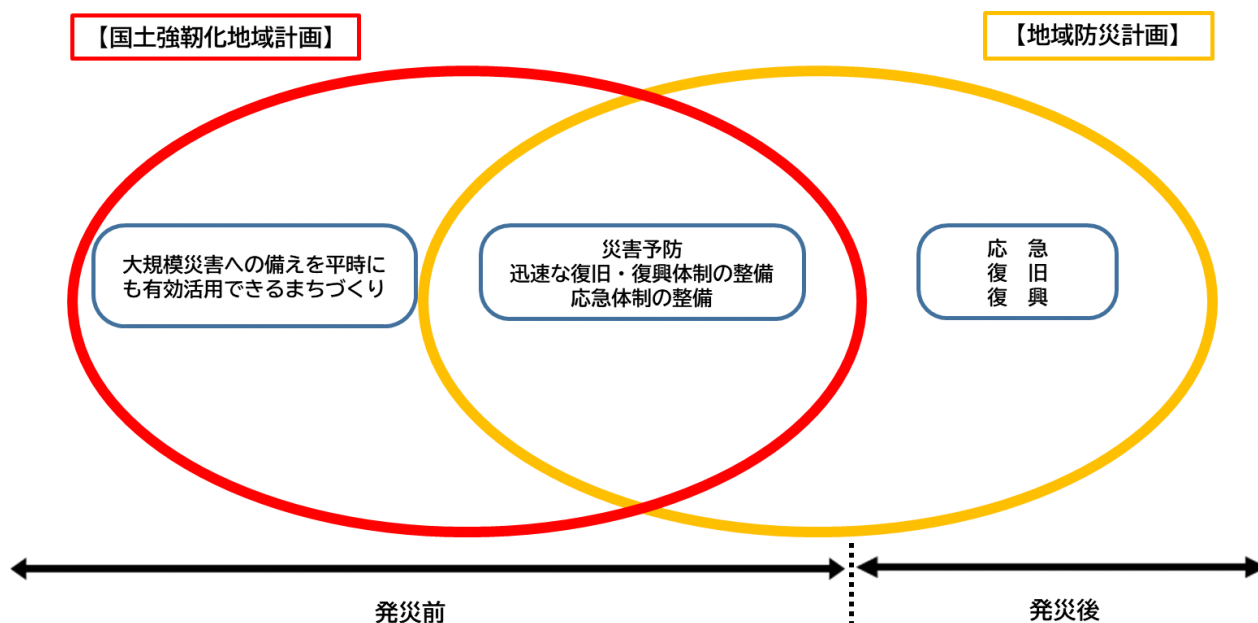
そのため、荒尾市総合計画や地域防災計画をはじめ他の計画との調和・連携を図りながら、策定する必要があるものである。

また、市地域計画の対象区域は、荒尾市域を基本とし、これにより、今後起こり得る大規模災害に対して、総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の主要な拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、快適に生活できる荒尾市を目指すものとする。



3 地域防災計画と強靱化計画

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	措定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象となる段階	発災前	発災前・発災時・発災後



4 計画期間

本計画の内容は、第6次荒尾市総合計画との調和整合を図る観点から、その終期を令和7年度とする。なお、国基本計画等との調和を図る必要があることから、必要に応じ見直しを行うものとする。

第1章 計画の基本的な考え方

国基本計画や県地域計画に掲げられている基本目標との調和を図りつつ、大規模自然災害に係る復旧・復興段階を見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進める必要があることから、市地域計画では、次の6つの「基本目標」を設定する。また、基本目標を踏まえ、より具体的に、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1 基本目標

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 有明圏域の主要な拠点として機能すること

2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い市づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、熊本県及び他市町村との連携だけでなく、民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。
- ⑤ 県境を越える広域的な災害に対応できるような体制を整備すること。

（2）効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（３） 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本市の地域特性

1 地理的特性

(1) 位置

荒尾市は、熊本県の西北端に位置し（東経 130 度 26 分 8 秒、北緯 32 度 59 分）、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名市・玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県、佐賀県に面している。

(2) 自然条件

ア 地勢及び地質

(ア) 標 高 0m～501m

(イ) 地 形

市域は東西 10 km、南北 7.5 km、面積は 57.37 km²で、東部には本市最高峰の小岱山（筒ヶ岳 501.4 m）を擁し、西の有明海までなだらかな丘陵が起伏している。

河川は、関川、浦川、菜切川、行末川が主要なもので、小岱山から西流あるいは南流し、いずれも有明海に注いでいる。

(ウ) 地 質

本地域における小岱山一帯はそのほとんどが花崗岩の風土土壌であるが、平坦な水田地帯の大半が沖積層であり、市の約 40%、22 km²がこの層に属している。

小岱山を含む台地山麓等の傾斜地は阿蘇溶岩灰から成る洪積層及び第 3 紀層で約 34 km²がこの層に属している。小岱山麓の第 3 紀層である花崗岩風土土壌地帯も樹園地として開発されている。

(エ) 河 川

名 称	水系名	水 源	地 質	林 層	平 水 量 t/M	全 長 (地域内) km
関 川	関 川	小岱山	沖積層	広葉樹	—	7. 2
菜切川	菜切川	小岱山	沖積層	広葉樹	5. 5	5. 8
浦 川	浦 川	池黒池	沖積層	広葉樹	3. 8	6. 0

川 幅 (m)	灌漑面積(m ²)	勾 配		備 考
		河口付近	全線勾配	
30～20	696,000	$\frac{1}{1,520}$	$\frac{1}{1,000}$	河口は大牟田市
25～20	1,602,000	$\frac{1}{1,000}$	$\frac{1}{1,500}$	河口は長洲町
50～25	1,196,000	$\frac{1}{4,000}$	$\frac{1}{1,000}$	河口は長洲町

2 自然環境

本地域の気候は温暖であるが、海岸地帯と山間部の間に僅かながら相違があり、山間部は降雨量、湿度ともに多く気温は下がり、海岸地帯に比して比較的冷涼である。

また、この地域は一般に大陸性傾向が強く本地域もその圏内にあるので真冬及び昼夜を通じその差は

やや大きい。

※観測データは荒尾市に観測所がないため、大牟田市笹原町にある観測所データを参考

(1) 気 温

平均気温の平年値（昭和 56(1981)年から平成 22(2010)年までの 30 年間の平均値）は 16.3℃であり、日最低気温の平均値は 1 月の 1.1℃、日最高気温の平均値は 8 月の 32.1℃となっている。

(2) 降 水

年間平均降水量の平年値（昭和 56(1981)年から平成 22(2010)年までの 30 年間の平均値）は 1,891mm であり、月別平均降水量の最大は 6 月の 374.4mm、最小は 12 月の 47.7mm となっている。（平成 30 年 7 月豪雨においては、荒尾市役所の観測データで 7 月 5 日から 7 日の 3 日間で 363.5mm を記録）

(3) 風向・風速

6 月から 8 月の 3 か月間は南よりの風が多く、その他の月は北からの風が多い。また、平均風速の最高は、3 月と 8 月が 2.0m/s となっている。

3 人口（将来推計） ※2015 年までは国勢調査、以降社人研推計

本市の人口は、昭和 30 年（1955 年）に 67,504 人をピークに減少に転じ、平成 27 年（2015 年）では、53,407 人となっている。

将来の人口は、今後も減少が続くものと見込まれており、令和 7 年（2025 年）に 48,211 人まで減少し、令和 42 年（2060 年）には 30,146 人になると見込まれている。

また、年齢区分別の人口は、14 歳以下人口や 15 歳～64 歳の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の人口は増加しており、平成 27 年（2015 年）では、高齢化率は 33.0%となっており、高齢化が進展している。

4 本市における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

熊本県が作成した熊本県洪水浸水想定を基本として荒尾市内主要河川の関川、浦川、菜切川、行末川が大雨によって河川が氾濫した場合の浸水を想定する。

過去に浸水被害を受けた地域はもとより、低地、河川の合流点、蛇行地域等は、潜在的な浸水危険地域である。

【参考】本市における過去の主な浸水被害

年 月 日	連続雨量 (mm)	地 区 名	世 帯 数 (戸)	
			床下浸水	床上浸水
平成 9 年 9 月 7 日	244.5	高浜区	3戸	
平成10年 6 月 18 日	268.0	被害なし		
平成11年 8 月 26 日	210.5	万田西区	8戸	
平成12年 6 月 17 日	91.5	被害なし		
平成13年 7 月 12 日	321.5	万田西、境崎東、大平、月田、 牛水上、深瀬、菰屋南	77戸	
平成14年 9 月 16 日	63.5	被害なし		
平成15年 7 月 19 日	141.5	被害なし		
平成16年 6 月 27 日	144.0	被害なし		
平成17年 7 月 6 日	85.5	深瀬区	1戸	
平成18年 6 月 26 日	104.0	深瀬区	1戸	
平成19年 7 月 6 日	240.3	月田区（国道一部冠水）		
平成20年 8 月 16 日	63.8	四ッ山、万田	2戸	
平成22年 7 月 14 日	72.8	中央西区（市道一部冠水）		
平成28年 6 月 22 日	283.5	川北区	2戸	1戸
平成30年 7 月 7 日	363.5	本井手区	1戸	

② 台風等による災害（風水害・高潮）

台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合は、本市を通過するおそれがあり、風雨（倒木、住宅被害等）や高潮による災害の発生が見積られる。

【参考】本市における過去の主な風水害・台風の被害

年 月 日	原因	被害の 種 類	被 害 地 域	被 害 状 況		
平成 13 年 6 月～7 月	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被 害 額	農林施設関係 公共土木施設関係	5,483 千円 30,944 千円
平成 14 年 7 月～9 月	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被 害 額	公共土木施設関係	4,431 千円
平成 15 年 7 月～8 月	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被 害 額	公共土木施設関係	3,216 千円
平成 16 年 8 月 29 日	台風 16 号	風水害	市 内 全 域	被 害 額	農林施設関係	19,698 千円
平成 16 年 9 月 6 日	台風 18 号	風水害	市 内 全 域	被 害 額	農林施設関係 その他市住関係	214,914 千円 292,571 千円
平成 16 年 9 月 29 日	台風 21 号	風水害	市 内 全 域	被 害 額	農林施設関係	1,067 千円
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	風水害	市 内 全 域	被 害 額	一部家屋損壊	
平成 18 年 6 月 26 日	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被 害 額	農林施設関係 その他市住関係	23,700 千円 18,300 千円
平成 18 年 7 月 23 日	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被 害 額	住居全壊 1 件 公共土木施設関係	48,700 千円
平成 18 年 8 月 17 日	台風 10 号	風水害	市 内 全 域	被害、特になし		
平成 18 年 9 月 17 日	台風 13 号	風水害	市 内 全 域	被 害 額	農林施設関係 その他	159,299 千円 117,099 千円
平成 19 年 7 月 14 日	台風 4 号	風水害	市 内 全 域	被害、特になし		
平成 19 年 8 月 2 日	台風 5 号	風水害	市 内 全 域	被害、特になし		
平成 20 年 8 月 16 日	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被害、特になし		

平成 24 年 7 月 12 日	豪 雨	風水害	市 内 全 域	土砂崩れ 市道深瀬深町線 片側通行止 土砂崩れ 市道増永緑ヶ丘線 歩道通行止
平成 24 年 9 月 16 日	台風 16 号	風水害	市 内 全 域	被害、特になし
平成 26 年 7 月 3 日	豪 雨	風水害	市 内 全 域	土砂崩れ 市道増永緑ヶ丘線土砂災害
令和元年 7 月 22 日	豪 雨	風水害	市 内 全 域	被害、特になし 土砂災害警戒区域に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令
令和元年 9 月 22 日	台風 17 号	風水害	市 内 全 域	停電 荒尾・大島・府本地区（最大約 1,620 戸）

③ 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域

市内に 71 箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、25 箇所の土石流危険渓流がある。

指定名称	区域、箇所数	根拠法令等
土砂災害警戒区域	1 1 7 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
土砂災害特別警戒区域	1 1 1 区域	
地すべり防止区域	0 区域	地すべり等防止法
土石流危険渓流	2 5 箇所	土砂災害危険箇所基礎調査
急傾斜地崩壊危険箇所	7 1 箇所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
砂防指定地	1 2 箇所	砂防法
山地災害危険箇所	6 箇所	山地災害危険地区調査について（林野庁長官通達）

(2) 地震災害

地震災害は、広域にわたるものであり、市単独で地震規模等を想定することは困難であることから、ここでは熊本県が実施した「熊本県地震・津波想定調査結果（平成 25 年 2 月）」における被害想定に準拠する。

① 被害想定の対象地震

熊本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層帯、緑川断層帯、出水断層帯、万年山－崩平山断層帯が存在し、マグニチュード 6 を超える地震が繰り返し発生している。その他、雲仙断層群、南海トラフによる地震被害の影響が大きい。

本市における地震による最大想定震度及び 30 年以内の発生確率は、次のとおり。

	布田川・日奈久断層帯（中部）（南西部）の連動型	万年山・崩平山断層帯	人吉盆地南縁断層帯	出水断層帯	雲仙断層群（南東部）	南海トラフ
地震の規模	M7. 9	M7. 3	M7. 1	M7. 0	M7. 1	M8～9
震度	5 強	5 弱	4	4	6 弱	5 弱
30 年以内の発生確率	不明	0.003%以下	1%以下	ほぼ 0～1%	不明	70～80%程度

② 本市において震度 6 以上の地震が発生した場合の一般的様相

ア 家屋の倒壊、土砂崩れ及び家具類の移動・転倒等により死者、負傷者など人的被害が発生する。

イ 土砂災害危険地域を中心に土砂崩れが多発するとともに、地割れや法面崩落などから交通障害が発生するおそれがある。また、一部の集落は、道路の寸断により孤立するおそれがある。

ウ 昭和 55 年以前に建築された木造家屋の約 50%は、倒壊するおそれがある。

エ ライフラインの一部寸断により、救出活動や消火活動などの災害対応及び生活支援の対応に影響を及ぼすおそれがある。

オ 断水及び道路障害等により、初期消火が困難となり、延焼するおそれがある。

カ 海岸沿いや河川沿いでは、一部液状化現象が起きるおそれがある。

キ 避難所や避難場所に避難者が殺到する。（熊本地震の際、最大 1,143 名が避難）

ク 大量の災害ゴミが発生する。

ケ マスコミの取材及び市民からの問い合わせが殺到する。

【参考】県内における過去の主な地震・津波

時期	地域	地震規模	主な被害等
744 年	天草郡、八代郡、芦北郡	M7.0	死者：1,520 人、民家流出、津波高不明
1619 年	八代	M6.0	多数の家屋倒壊
1625 年	熊本	M5～6	死者：50 人、熊本城火薬庫爆発

1707 年	南海トラフ	M8.6	宝永地震、駿河湾～九州の広範囲で被害 死者:全国で 2 万人以上 県内の津波高:0.5～1.0m(八代)
1723 年	熊本	M6.5	死者:2 人、家屋倒壊:980 棟 玉名・山鹿で強い揺れ
1792 年	雲仙岳	M6.4	死者:15,000 人(島原・肥後) 眉山崩壊により 10～20m の津波発生 「島原大変肥後迷惑」 【荒尾市の被害状況】 牛水地区の家屋 4 棟が流された。長洲町では、流出家 屋 500 棟、死者 700 人、傷者 100 人と被害が大きく、 このときの津波の高さは、大島で 2.8m、牛水では 4.9m と記載
1854 年	南海トラフ	M8.4	安政南海地震 被害は中部地方から九州地方まで広範囲に及ぶ
1889 年	熊本	M6.3	死者:20 人、負傷:52 人、家屋全壊:228 棟
1946 年	南海トラフ	M7.9	南海地震 中部地方から九州地方に被害 死者・行方不明者:1,443 人 負傷者:3,842 人、住家全壊:約 9,000 棟
1975 年	熊本県北東	M6.1	阿蘇一宮町に被害集中 負傷:10 人、道路損壊:12 箇所、山崩れ:15 箇所
2011 年	三陸沖	M9.0	東日本大震災 県内の津波高:70cm(本渡港)
2011 年	熊本地方	M4.4	人的被害なし、住家の一部破損、 最大震度 5 強(菊池市旭志)
2016 年	熊本	M7.3	死者:272 人(関連死含む)、 重軽傷者:2,737 人、住家全壊:8,657 棟 住家半壊:34,491 棟(2019 年 12 月 13 日時点) 【荒尾市】震度 4、一部損壊:88 棟

(3) 火山噴火

阿蘇山の噴火による甚大な被害は見積もられないが、普賢岳の噴火に伴う降灰による被害を想定する。

第3章 脆弱性評価

脆弱性評価は、地域の強靱化を進める上で、その前提となる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対する地域の弱点を洗い出すプロセスである。

1 評価の枠組みと手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、大規模自然災害全般をリスクの対象とするも、本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性の評価にあたっては、国及び県が実施した評価要領等を参考とし、本市の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、41の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
		1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生
		1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力共有ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	火山噴火（降灰）による地域社会への甚大な影響
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（３） 評価の実施手順

- ① 各部署において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は第4章のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備

災害時にも機能する道路交通網の整備・構築、河川整備、建築物や防災施設等の耐震化などのハード対策と自主防災組織の活性化や防災リーダーの育成、防災訓練・防災意識の啓発などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保

本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政機能や情報通信、交通インフラ等が被災すると、その後の災害対応などに及ぼす影響が大きいことから、バックアップとなる施設や機材、仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携体制の構築

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。また、大規模災害時は、市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、平時から国や県、他市町村、民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと民間業者等との連携

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。そのため、自主防災組織の強化や防災士等の人材育成を継続的に行うことが必要である。

また、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

(6) 防災拠点としての機能確保・充実が必要

県境に位置することや熊本、福岡、佐賀、長崎を結ぶ有明沿岸道路の主要な拠点となる地理的特性を踏まえ、広域的かつ甚大な災害に際し、適切に対応することはもちろんのこと、他の自治体等へ応援体制の要となるような防災拠点等を整備し、本市が県や有明圏域において重要な役割を担っていけるよう、基盤や機能の充実・強化を促進する必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

第3章において設定したリスクシナリオについて、脆弱性の評価・分析し、得られた結果から推進方針を案出する。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

【1-1】大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
本市の住宅の耐震化率は65%であり、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。	【住宅の耐震化】 ■耐震性のない住宅に対して、耐震改修等に関する補助を実施する。	建築住宅課
大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。	【宅地の耐震化】 ■県と連携し、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。	土木課
大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。	【住宅密集地における火災の拡大防止】 ■電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、出前講座や各消防団を通じ、普及促進を図る。	防災安全課
大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。	【家庭・事業所における地震対策】 ■家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、出前講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に市民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した情報伝達訓練などを実施する。	防災安全課
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	【災害対応業務の標準化・共有化】 ■熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	防災安全課
大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	【防災訓練の実施】 ■様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。	防災安全課

	■災害対応業務を円滑に遂行できるよう、職員への防災研修の実施や職員の参集体制等を整備する。	防災安全課
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることから、住民への迅速かつ確かな情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	【防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達】 ■国からの防災情報を直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を構築する。	防災安全課
	■報道機関等との連携体制を構築する。	総合政策課
	■市民へ防災情報の収集手段（防災情報伝達システム（令和3年4月運用開始予定）や愛情ねっと、ホームページなど）について普及啓発を図る。特に、防災情報伝達システムについては、情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知する。	防災安全課
大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。	【過去の教訓や経験の伝承】 ■災害関連資料を収集・整理・保存・管理等を行うとともに、荒尾市地域防災計画書への記載し、これらを活用した防災研修を行う。	防災安全課
大規模災害時、鉄道の交通施設の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐震性の強化を図る必要がある。	【交通施設の耐震性の強化】 鉄道の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。	都市計画課

【1-2】 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。	【公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止】 ■荒尾市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の耐震化を推進するとともに、計画的な維持管理・点検修繕等を行うことで、公共施設の機能維持と安全確保を促進する。	公共施設マネジメント推進室
	■ほとんどの学校施設が建設後30年以上経過し、老朽化が進んでいる。災害に強く安心安全な学校施設づくりを行うため、「荒尾市学校施設等長寿命化計画」に沿って、学校施設の長寿命化改修を進めていく。	教育振興課
大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。	【医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止】 ■大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。	病院建設室

大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。	【不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止】 ■荒尾市建築物耐震改修促進計画に基づき助言等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。防火対策については特に方針なし。	建築住宅課
	■火災を防止するため消防用設備の整備及び適切な維持管理を促す。	防災安全課
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	【防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達】 ■国からの防災情報を直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を構築する。	防災安全課
	■報道機関等との連携体制を構築する。	総合政策課
	■市民へ防災情報の収集手段（防災情報伝達システム（令和３年４月運用開始予定）や愛情ねっと、ホームページなど）について普及啓発を図る。特に、防災情報伝達システムについては、情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知する。	防災安全課
大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。	【過去の教訓や経験の伝承】 ■災害関連資料を収集・整理・保存・管理等を行うとともに、荒尾市地域防災計画書への記載し、これらを活用した防災研修を行う。	防災安全課

【１－３】 津波・高潮等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実にを行う必要がある。	【海岸保全施設の整備等】 ■津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、海岸保全施設の計画的な整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。	土木課
津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。	【円滑な避難のための道路整備】 ■道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。	土木課
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	【防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達】 ■国からの防災情報を直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を構築する。	防災安全課

	■報道機関等との連携体制を構築する。	総合政策課
	■市民へ防災情報の収集手段（防災情報伝達システム（令和3年4月運用開始予定）や愛情報ねっと、ホームページなど）について普及啓発を図る。特に、防災情報伝達システムについては、情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知する。	防災安全課
避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告等が適切に発令される必要がある。	【避難勧告等の適切な発令】 ■県の防災情報ネットワークシステム等や気象庁の発表する情報など避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づき見直しを促進する。	防災安全課
	■住民が適切に避難できるよう、出前講座や津波避難訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	防災安全課
	【迅速な避難のための体制の整備等】 ■津波・高潮災害の避難場所として適切な高台への避難路の確保を促進する。	防災安全課
津波・高潮等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。	■住民が迅速に高台等へ避難できるよう、避難勧告等の迅速な発令や住民への避難情報の伝達を行うための訓練を実施するなど、住民への情報伝達体制を充実・強化する。	防災安全課
	■津波・高潮の浸水が想定されている地域において、避難場所への避難手順、避難路、避難方法（原則徒歩）等を記載した地区防災計画の作成を促進するとともに、防災マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの周知を図り低い安全な土地利用の検討を促す。また、過去の津波・高潮災害時の伝承と教訓を踏まえた防災講座や訓練等を通じた意識啓発を図る。	防災安全課
大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時においても、対応の遅れ等により人的被害が拡大するおそれがあることから、被害発生前に迅速かつ適切な災害対応ができる体制を整備する必要がある。	【荒尾市タイムラインによる対応体制の整備】 ■事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した荒尾市タイムラインを活用し、各機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。	防災安全課
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	【災害対応業務の標準化・共有化】 ■熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	防災安全課

大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	【防災訓練の実施】 ■様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。	防災安全課
	■災害対応業務を円滑に遂行できるよう、職員への防災研修の実施や職員の参集体制等を整備する。	防災安全課

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。	【浸水被害の防止に向けた河川整備等】 ■大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。	土木課
	■県の統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供を周知し、住民が自ら判断し、行動する避難対策への活用を促す。また、想定し得る最大規模の洪水に対応するハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの周知を図り安全な土地利用の検討を促す。	防災安全課
台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。	【円滑な避難のための道路整備】 ■道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。	土木課
避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告が適切に発令される必要がある。	【避難勧告等の適切な発令】 ■県の防災情報ネットワークシステム等や気象庁の発表する情報など避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づき見直しを促進する。	防災安全課
	■住民が適切に避難できるよう、出前講座や津波避難訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	防災安全課
大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。	【事前予測が可能な災害への対応】 ■大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した荒尾市タイムラインを活用し、関係機関と訓練等を行い、連携強化を図る。	防災安全課
	■危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、出前講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	防災安全課

大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ確実な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	【防災情報等の迅速かつ確実な周知・伝達】 ■国からの防災情報を直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を構築する。	防災安全課
	■報道機関等との連携体制を構築する。	総合政策課
	■市民へ防災情報の収集手段（防災情報伝達システム（令和3年4月運用開始予定）や愛情ねっと、ホームページなど）について普及啓発を図る。特に、防災情報伝達システムについては、情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知する。	防災安全課
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	【災害対応業務の標準化・共有化】 ■熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	防災安全課
大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	【防災訓練の実施】 ■様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。	防災安全課
	■災害対応業務を円滑に遂行できるよう、職員への防災研修の実施や職員の参集体制等を整備する。	防災安全課

1－5大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。	【山地・土砂災害対策の推進】 ■土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。	防災安全課
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	【災害対応業務の標準化・共有化】 ■熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	防災安全課
大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	【防災訓練の実施】 ■様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。	防災安全課
	■災害対応業務を円滑に遂行できるよう、職員への防災研修の実施や職員の参集体制等を整備する。	防災安全課

1－6情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	【防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達】 ■国からの防災情報を直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を構築する。	防災安全課
	■報道機関等との連携体制を構築する。	総合政策課
	■市民へ防災情報の収集手段（防災情報伝達システム（令和3年4月運用開始予定）や愛情報ねっと、ホームページなど）について普及啓発を図る。特に、防災情報伝達システムについては、情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知する。	防災安全課
避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告等が適切に発令される必要がある。	【避難勧告等の適切な発令】 ■県の防災情報ネットワークシステム等や気象庁の発表する情報など避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づき見直しを促進する。	防災安全課

	■住民が適切に避難できるよう、出前講座や津波避難訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	防災安全課
大規模災害時、通信施設が被災し、市と県、関係機関等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	【通信手段の機能強化】 ■通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源に必要な燃料の供給など通信手段を確保するための体制を維持する。	文化企画課
	■災害活動時の情報伝達手段の整備を促進する。	防災安全課
大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。	【要支援者対策の推進】 ■避難行動要支援者が迅速かつ円滑に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の随時更新を行うとともに、避難支援等関係者と連携しながら支援体制を整備する。	福祉課
大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。	【観光客の安全確保等】 ■宿泊施設や観光施設等において適切な避難誘導や情報提供ができるよう、避難訓練や従業員の防災教育を促進する。また、観光客への情報発信を行う場合は、自宅への帰路の利用可能情報の収集を行い、情報発信を行うものとする。	産業振興課
大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。	【外国人に対する情報提供の配慮】 ■防災・行政ナビの多言語機能や翻訳機の活用等、外国人に対する情報提供を促進するとともに、関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。	産業振興課 防災安全課
大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。	【情報伝達体制の整備と地域の共助】 ■令和3年4月以降運用予定の防災情報伝達システムについて情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知するとともに、市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。	防災安全課
大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。	【学校の災害対応の機能向上】 ■学校内で全教職員への確実な情報伝達となされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。	教育振興課
	■児童生徒が自らの命を守るよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制（コミュニティスクール）を構築する。	教育振興課
大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階	【事前予測が可能な災害への対応】 ■大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した荒尾市タイムラインを活用し、関係機関と訓練等を行い、連携強化を	防災安全課

階から対応する必要がある。	図る。	
	■危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、出前講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	防災安全課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。	【家庭や事業所における備蓄の促進】 ■市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。	防災安全課
大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、市において必要な備蓄を行う必要がある。	【市の備蓄の推進】 ■市の備蓄計画に基づき、計画的に食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。また、避難所の近傍に備蓄倉庫を設置し、迅速な供給体制の確立を促進する。	防災安全課
大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。	【民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備】 ■民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。	防災安全課
	■「熊本県都市災害時相互応援協定」及び「熊本県市町村災害時相互応援協定」、「有明圏域定住自立圏災害時相互応援協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。	防災安全課
	【プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備】 ■国や県が行うプッシュ型の物資支援等による物資を集積する施設や配送された支援物資を各避難所に円滑に届ける物流事業者等と協定を締結するとともに、訓練等を行い、体制を整備し、実効性を強化する。	防災安全課
大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高	【水道施設の耐震化等】 ■アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進すると	企業局建設課

めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。	もに、国庫補助を活用した施設整備等を行い、水道施設の耐震化を促進する。また、既設配水管の管種及び経年の状況により耐震性のある管へ順次更新する。	
大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。	【医薬品・医療機器等の確保対策】 ■医療救護班で使用する医薬品の確保のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携・協議していく必要があり、今後、医薬品卸業者やドラッグストア等の関係事業者等との防災協定の締結を検討する。	すこやか未来課
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、熊本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【物資輸送ルートの確保に向けた道路整備】 ■市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、道路以外の物資輸送ルートとしてヘリポート施設を強化する必要がある。	【物資輸送ルートの確保に向けたヘリポート整備】 ■航空輸送機能を確保するため、ヘリポート施設の機能強化を進める。	防災安全課

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	【指定避難所等の見直し】 ■多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを定期的実施する。	防災安全課 福祉課
	【避難所等の防災機能強化】 ■避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、各種トイレ等の整備を進める。	防災安全課
	【指定避難所等の周知】 ■平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。	防災安全課 福祉課
	【避難所運営体制の構築】 ■多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルや避難行動要支援者支援計画を作成するとともに、地区防災計画の作成や地区防災訓練などを支援する。	防災安全課 福祉課

	■公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。	防災安全課
避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。	【避難所等の保健衛生・健康対策】 ■災害用トイレの確保のほかインフルエンザ等の予防接種の接種率の向上、出前講座や防災訓練等を通じて、感染症・食中毒の予防を周知啓発する。また食中毒防止のため食品の管理を衛生的に行うためにも避難所における冷凍冷蔵庫の設置確保をはじめ衛生資材等備蓄も含め避難所の環境整備を検討する。	防災安全課 すこやか未来課
大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。	【福祉避難所の円滑な運営】 ■福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所を開設した際の円滑な避難所運営を図るとともに、関係機関による研修・訓練等を実施するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報等により、理解の促進を図る。	福祉課
大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。	【熊本DCA Tとの連携強化】 ■介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCA T）」が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の体制整備を図る。	福祉課 保険介護課
大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。	【指定避難所以外の被災者の把握体制】 ■車中泊等を行う被災者に対応するため、地区や自主防災組織、消防団、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。	防災安全課
大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。	【エコノミークラス症候群の予防】 ■出前講座や防災訓練等を通じて事前に周知するとともに、災害直後からFMたんとう等を活用して、ラジオでエコノミークラス症候群の危険性や予防法を放送することができるよう検討する。また、災害発生直後から、避難所に簡易ベッドを配置し環境整備を行い、弾性ストッキングの配布ができるように防災協定を製造業界と事前に締結するなどの準備を整えておく。	すこやか未来課
大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。	【災害時の活動拠点等の整備】 ■道の駅に次の機能の整備を検討する。 ・災害時に、道路利用者や地域住民が一時避難や情報収集のために利用できるよう、必要な防災情報及び、備品保管施設（防災倉庫など）の整備について検討。 ・災害時の緊急消防応援隊などの集結拠点や帰宅困難者などの支援の場として整備方	産業振興課

	法を検討。 ・災害時においても、電気・トイレが使えるように、必要な設備（太陽光・蓄電池・自家発電装置、貯水槽、防災トイレなど）の整備を検討。 ・広域的な災害発生時の様々な拠点機能として、災害支援医療チームの搬送拠点（ヘリ離着陸場など）、警察、消防、自衛隊等応援部隊の活動拠点、県内外からの支援物資集積、搬送機能、応援要員が活動するための施設整備とスペースの確保などを検討。	
--	--	--

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県等と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。	【孤立集落に対する県等と連携した取り組み】 ■関係機関等と孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。	防災安全課
大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	【孤立集落の発生防止に向けた道路整備】 ■市内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。	土木課
大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、庁舎や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。	【庁舎等防災拠点への再エネ設備等の導入】 ■従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。	総合政策課
大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。	【自主防災組織の活動の強化】 ■自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。	防災安全課
	■集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。	防災安全課

台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。	【農業用排水施設の整備及び保全管理】 ■老朽化等の問題がある農業用排水施設について、農漁業生産施設助成金や多面的機能支払交付金等を活用し、計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。	農林水産課
---	---	-------

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、警察や消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における消火活動の要である消防団施設の耐災性を強化する必要がある。	【消防団施設の耐災性の強化】 ■消防団施設が地域の救助・救急や消火活動において機能を果たせるよう施設の耐震化や設備の設置・整備等に取り組む。	防災安全課
大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助活動及び消火活動を実施するため、消防団の災害時の対応能力を強化する必要がある。	【消防団の災害対応能力の強化】 ■消防署や消防学校等で実施される教育・訓練への参加を促進するとともに、迅速・的確な消火活動等が実施できるよう、操法訓練や防災訓練を通して、団員各々の能力を向上させる。	防災安全課
大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。	【自衛隊、警察、消防、海保等応援部隊の受入体制の整備】 ■大規模災害時等、自衛隊、警察、消防など市外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。	防災安全課
	■多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	防災安全課
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	【災害対応業務の標準化・共有化】 ■熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	防災安全課
消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	【消防団における人員、資機材の整備促進】 ■商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するなど消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	防災安全課
	■消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整	防災安全課

	備を促進する。	
大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。	【自主防災組織の活動の強化】 ■自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。	防災安全課
大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本 DMA T）との連携強化を図る必要がある。	【熊本 DMA T との連携】 ■熊本 DMA T との連携訓練を実施し、医療救護体制の強化を図る。	市民病院
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【救助・救急ルートの確保に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■道路の寸断や渋滞の発生から救助・救急活動の停滞を防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、建設業協会と連携した道路啓開等の対策を進める。	土木課

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊、海保等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。	【活動に必要な燃料の供給】 ■民間給油施設が利用できない状況下において、応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との供給体制の整備を促進する。	防災安全課
大規模災害時、ライフライン途絶により、救急病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。	【災害対応のため病院等医療機関の設備等の整備】 ■大規模災害時、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。	市民病院
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹	【エネルギー供給に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課

線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	■市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課
---------------------------------------	--	-----

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。	【災害時の帰宅困難者の支援体制の整備】 ■災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、コンビニ等の民間との協定の締結を推進する。	防災安全課
大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。	【公共交通機関に係る情報体制の整備】 ■交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。	総合政策課

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊や火災等により、傷病者の治療に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策等を促進する必要がある。	【医療施設の耐震化等】 ■大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持・継続し、人的被害の拡大を防ぐため、新病院建設計画では免震構造（重要度係数 1.5）として整備する計画としている。	病院建設室
大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要がある。また、多数の負傷者の発生により応急救護等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。	【災害時の医療体制の整備】 ■荒尾市医師会、荒尾市歯科医師会、荒尾市薬剤師会等の関係機関と連携し、災害時に応急救護所を開設するなど、医療救護活動の体制整備を図るとともに、救護活動に係る医療従事者の派遣を要請する等、医療救護活動の体制の整備を図る。	すこやか未来課 防災安全課
	■被災地域内の医療機関の被災状況、患者受入状況等、医療機関からの情報を集約できる体制を構築する。	すこやか未来課 防災安全課
	■有明保健所が設置する保健医療調整現地本部との連携を強化し、医療救護活動を充実・強化する体制を整備する。	市民病院
大規模災害時、ライフライン途絶により、医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。	【災害対応のため病院等医療機関の設備等の整備】 ■大規模災害時、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などは3日間	病院建設室

	の備蓄が可能な計画として整備推進を図っている。また、ライフラインについてもこれまでの電力だけでなく、中圧ガスを引き込むことで、大規模災害時のリスク分担を図り、業務継続できる計画として整備する。	
大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本 DMA T）との連携強化を図る必要がある。	【熊本 DMA T との連携】 ■熊本 DMA T との連携訓練を実施し、医療救護体制の強化を図る。	市民病院
大規模災害時、被災地域の精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。	【熊本 D P A T との連携】 ■災害派遣精神医療チーム（熊本 D P A T）との連携を促進するための体制の強化を図る。	福祉課 保険介護課 すこやか未来課
大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実働機関のヘリの効率的な運用が必要である。	【実働機関のヘリコプターの活用】 ■ヘリの場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。 荒尾市民病院では、ドクターヘリ及び防災ヘリの離発着に対応したヘリポートを新病院の屋上に整備予定です。また、災害時に自衛隊等の大型ヘリが離発着できるように、病院駐車場の車止めを設置しないで整備する計画としている。	防災安全課 病院建設室
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■道路の寸断や渋滞の発生から救助・救急活動の停滞を防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、建設業協会と連携した道路啓開等の対策を進める。	土木課

2－8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。	【感染症の発生・まん延防止】 ■避難所の環境調整面の役割を担う防災担当関係者に対して、災害時における感染症に関する知識と対応について十分理解してもらうとともに、住民に対しては、インフルエンザ等の予防接種の接種率の向上や消	すこやか未来課 環境保全課

	毒薬や飲料水だけでなくトイレ後の手洗いの水やマスクなどを備蓄するように出前講座や防災訓練等を通じて周知啓発を行う。 浸水被害等を受けた時の家屋等の消毒対応については、防疫担当の環境保全課が主担当となると思われる。浸水した家屋の片づけや消毒についての住民への啓発活動や消毒薬の準備確保等が必要。	
避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。	【避難所等の保健衛生・健康対策】 ■災害時における感染症・食中毒においては、災害用トイレの確保のほかインフルエンザ等の予防接種の接種率の向上、出前講座や防災訓練等を通じて周知し、感染症・食中毒の予防を啓発する。また食中毒防止のため食品の管理を衛生的に行うためにも避難所における冷凍冷蔵庫の設置確保をはじめ衛生資材等備蓄も含め避難所の環境整備を検討する。	すこやか未来課
大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。	【エコノミークラス症候群の予防】 ■出前講座や防災訓練等を通じて事前に周知するとともに、災害直後からFMたんとう等を活用して、ラジオでもエコノミークラス症候群の危険性や予防法を放送することができるよう検討する。また、災害発生直後から、避難所に簡易ベッドを配置し環境整備を行い、弾性ストッキングの配布ができるように防災協定を製造業界と事前に締結するなどの準備を整えておく。	すこやか未来課
大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。	【生活用水の確保】 ■トイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。	防災安全課
	■各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。	防災安全課
大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。	【下水道BCPの充実】 ■下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。	企業局建設課

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時の防災拠点等の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。	【庁舎等防災拠点等の耐災性の強化】 ■ 庁舎等の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、建築設備の安全対策を着実に進める。	公共施設マネジメント推進室
	■ 災害対策本部として使用する庁舎においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。	総合政策課
大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。	【業務継続可能な体制の整備】 ■ あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。	防災安全課
	■ 受援計画の策定や荒尾市地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。	防災安全課
	■ 災害等による市役所ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線が多層化やデータセンターの活用、パソコン等の情報機器の代替機器の遠隔地保管等を進める。	文化企画課
大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。	【学校における業務のスリム化とBCPの策定】 ■ 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、市の防災担当部署等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。	教育振興課
大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。	【発災直後の職員参集及び対応体制の整備】 ■ 職員等の初動体制及び安否確認要領について各部署ごと確立し、訓練により実効性を高めるとともに、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。	防災安全課

大規模災害時、県及び市町村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、県や他市町村の自治体の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。	【自治体間の応援体制の構築】 ■ 県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。	防災安全課
大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	【防災訓練の実施】 ■ 様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。	防災安全課
	■ 災害対応業務を円滑に遂行できるよう、職員への防災研修の実施や職員の参集体制等を整備する。	防災安全課
災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。	【職員の安全確保に関する意識啓発】 ■ 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、防災研修や災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。	防災安全課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、通信施設が被災し、市と県・防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	【通信手段の機能強化】 ■ 通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源に必要な燃料の供給など通信手段を確保するための体制を維持する。	文化企画課
	■ 災害活動時の情報伝達手段の整備を促進する。	防災安全課

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	【防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達】 ■ 国からの防災情報を直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を構築する。	防災安全課
	■ 報道機関等との連携体制を構築する。	総合政策課

	■市民へ防災情報の収集手段（防災情報伝達システム（令和3年4月運用開始予定）や愛情報ねっと、ホームページなど）について普及啓発を図る。特に、防災情報伝達システムについては、情報伝達要領や防災アプリのダウンロードについて周知する。	防災安全課
大規模災害時、通信施設が被災し、市と県・防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	【通信手段の機能強化】 ■通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源に必要な燃料の供給など通信手段を確保するための体制を維持する。	文化企画課
	■災害活動時の情報伝達手段の整備を促進する。	防災安全課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、県内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。	【事業者におけるBCP策定促進】 ■荒尾商工会議所と連携しつつ、市内事業者へ事業継続計画（BCP）策定を促進する。	産業振興課
大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。	【金融機関や商工団体等との連携】 ■金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から市内金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を強化する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。	産業振興課
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【物資輸送ルートの確保に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課

大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。	【道路情報の迅速かつ正確な提供】 ■防災情報伝達システム等を活用した情報発信体制の整備を進める。	防災安全課
---	---	-------

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【エネルギー供給に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。	【農地・農業用施設の保全】 ■通常業務時のパトロール等により、軽微な異変等の早期発見・補修を行い、農業用施設や排水施設・農道等の適切な維持管理を行う。	農林水産課
大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。	【災害時の集出荷体制の構築】 ■広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。	農林水産課
大規模災害時の農業施設の被災により、本県で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。	【農業施設の耐候性等の強化】 ■農業用ハウス強靱化緊急対策事業を活用し、気象災害等の耐性が不足しているハウスに対し補強・機械設備等を支援する。	農林水産課
大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要がある。	【漁港の防災対策】 ■外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波対策を推進する。	農林水産課
降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。	【共済加入の促進】 ■農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。	農林水産課

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【交通ネットワークの確保に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課
大規模災害時の鉄道施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。	【交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備】 ■県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめとした耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄道等が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。	総合政策課

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、県内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。	【事業者におけるBCP策定促進】 ■荒尾商工会議所と連携しつつ、市内事業者へ事業継続計画（BCP）策定を促進する。	産業振興課

5-6 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。	【民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備】 ■民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。	防災安全課
	■「熊本県都市災害時相互応援協定」及び「熊本県市町村災害時相互応援協定」、「有明圏域定住自立圏災害時相互応援協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。	防災安全課

大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。	【プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備】 ■国や県が行うプッシュ型の物資支援等による物資を集積する施設や配送された支援物資を各避難所に円滑に届ける物流事業者等と協定を締結するとともに、訓練等を行い、体制を整備し、実効性を強化する。	防災安全課
大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。	【家庭や事業所における備蓄の促進】 ■市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。	防災安全課
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【物資輸送ルートの確保に向けた道路整備】 ■荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課
大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。	【災害時の活動拠点等の整備】 ■道の駅に次の機能の整備を検討する。 ・災害時に、道路利用者や地域住民が一時避難や情報収集のために利用できるよう、必要な防災情報及び、備品保管施設（防災倉庫など）の整備について検討。 ・災害時の緊急消防応援隊などの集結拠点や帰宅困難者などの支援の場として整備方法を検討。 ・災害時においても、電気・トイレが使えるように、必要な設備（太陽光・蓄電池・自家発電装置、貯水槽、防災トイレなど）の整備を検討。 ・広域的な災害発生時の様々な拠点機能として、災害支援医療チームの搬送拠点（ヘリ離着陸場など）、警察、消防、自衛隊等応援部隊の活動拠点、県内外からの支援物資集積、搬送機能、応援要員が活動するための施設整備とスペースの確保などを検討。	産業振興課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。	【庁舎等防災拠点への電力の早期復旧に向けた連携強化】 ■電力設備の耐震性を確保するとともに、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	防災安全課
大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。	【庁舎等防災拠点への再生エネ設備等の導入】 ■従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。	総合政策課
大規模災害時、電力及びガスの供給・貯蔵施設の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。	【電気、ガスBCPの策定】 ■関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを促進する。	防災安全課

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐震性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。	【水道施設の耐震化等】 ■アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等を行い、水道施設の耐震化を促進する。また、既設配水管の管種及び経年の状況により耐震性のある管へ順次更新する。	企業局建設課
大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	【応急給水体制の整備】 ■平時から担当部署の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。	企業局総務課
大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。	【生活用水の確保】 ■トイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。	防災安全課
	■各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。	防災安全課

大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。	【上水道BCPの策定】 ■事業継続計画（BCP）を策定し、関係機関と連携して計画に基づいた訓練を実施する。	企業局総務課
---	--	--------

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり污水处理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。	【下水道施設の耐震化等】 ■下水道施設の耐震化を推進するとともに、管理計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。	企業局建設課
	■避難所開設時に備えてトイレの備蓄等を促進するとともに、仮設トイレのし尿処理の体制を事前に整える。	防災安全課
大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり污水处理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。	【浄化槽の整備等】 ■単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。	環境保全課
大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。	【下水道BCPの充実】 ■下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。	企業局建設課

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。	【公共交通機関に係る情報体制の整備】 ■交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。	総合政策課
大規模災害時、駅やバスセンター周辺で帰宅困難者の大量発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。	【従業員等の一斉帰宅抑制等の促進】 ■大規模災害時、各事業所等から従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、災害時の交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認方法の周知、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。	産業振興課
	■各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。	産業振興課

大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	【地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備】 ■ 市内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設業協会等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課
---	---	-----

6－5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	【応急給水体制の整備】 ■ 平時から担当部署の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。	企業局総務課
	■ トイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。	防災安全課
	■ 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活水の確保について啓発を行う。	防災安全課

7 制御不能な二次災害を発生させない

7－1 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。	【住宅密集地における火災の拡大防止】 ■ 電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、出前講座や各消防団を通じ、普及促進を図る。	防災安全課
大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。	【消防団の災害対処能力の強化】 ■ 消防署や消防学校等で実施される教育・訓練への参加を促進するとともに、迅速・的確な消火活動等が実施できるよう、操法訓練や防災訓練を通して、団員各々の能力を向上させる。	防災安全課
大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、市内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、市外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。	【自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備】 ■ 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。	防災安全課

	■多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	防災安全課
消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	【消防団における人員、資機材の整備促進】 ■商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するなど消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	防災安全課
	■消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。	防災安全課

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。	【沿道建築物の耐震化、通行空間の確保】 ■緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。	建築住宅課
大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。	【被災建築物等の迅速な把握】 ■県や他市町村と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。	建築住宅課

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。	【農業用ため池等の維持管理・更新】 ■ため池の管理者や市職員による機能点検等を行い、安全性を確認する。また、必要性和緊急性に応じてため池の改修を行う。	農林水産課
	■緊急連絡網やため池マップの作成・整備を行い、緊急時におけるため池の監視体制・連絡体制の整備を推進する。	農林水産課
大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。	【道路防災施設の維持管理・更新】 ■落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。	土木課

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。	【有害物質の流出対策等】 ■有毒物質を保有する工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備する。	産業振興課
大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害（NBC災害）への対応体制を整備する必要がある。	【NBC災害における対応体制の整備】 ■消防及び警察、自衛隊との連携を強化するとともに、国民保護計画の具体化を促進する。	防災安全課

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。	【農業生産基盤の整備及び保全管理】 ■農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。	農林水産課
鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。	【鳥獣被害対策の推進】 ■県と連携し、正しい侵入防止柵の設置や災害後の見守りの徹底等、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。	農林水産課
農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。	【中山間地域の振興】 ■中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持等の取り組みを支援する。	防災安全課

7-6 火山噴火（降灰）による地域社会への甚大な影響

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	【災害対応業務の標準化・共有化】 ■熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	防災安全課
大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	【防災訓練の実施】 ■様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。	防災安全課

	■災害対応業務を円滑に遂行できるよう、職員への防災研修の実施や職員の参集体制等を整備する。	防災安全課
降灰により、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。	【共済加入の促進】 ■農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。	農林水産課
大規模災害時の農業施設の被災により、本県で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。	【農業施設の耐候性等の強化】 ■農業用ハウス強靱化緊急対策事業を活用し、気象災害等の耐性が不足しているハウスに対し補強・機械設備等を支援する。	農林水産課
火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要がある。	【降灰対策の推進】 ■健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な関係機関との連携体制を強化する。	防災安全課

7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。	【正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備】 ■大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。	防災安全課
	■県や各分野の関係機関との連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集を行い、状況に応じた適切な広報媒体により迅速な情報発信を行う。	総合政策課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。	【災害廃棄物処理体制等の構築】 ■災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などを情報収集し、災害廃棄物処理計画の策定及び改定を行う。	環境保全課
	■迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地をあらかじめ選定する。	環境保全課

	■甚大な被害により市における災害廃棄物処理が困難となった場合は、県へ支援を要請し連携して、迅速かつ適切な処理が行えるよう、体制の整備を図る。	環境保全課
	■損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他市町村及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。	環境保全課

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。	【道路等の復旧・復興を担う人材の確保】 ■道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。	防災安全課
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。	【災害ボランティアとの連携】 ■社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。	福祉課
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。	【罹災証明書の速やかな発行】 ■平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他市町村等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。	防災安全課 建築住宅課
大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。	【被災建築物等の迅速な把握】 ■県や他市町村と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。	建築住宅課
大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。	【被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備】 ■大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成するとともに、他自治体からの支援職員を想定した埋蔵文化財に関する情報の整備・共有化を進める。	文化企画課

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。	【罹災証明書の速やかな発行】 ■平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他市町村等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。	防災安全課 建築住宅課
大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。	【応急仮設住宅の迅速な提供】 ■一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、候補地をあらかじめ決めておく。借上型仮設住宅の制度設計等については方針なし。	建築住宅課
土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。	【地籍調査の実施】 ■大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。	土木課
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。	【災害ボランティアとの連携】 ■社会福祉協議会と連携し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。	福祉課
大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、市民からの各種相談に対応する必要がある。	【相談体制の整備】 ■各種団体等による相談対応を行うとともに、SNS等の多様な手段により相談窓口についての情報提供を行う体制を整備する。	総合政策課
大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。	【金融機関や商工団体等との連携】 ■金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から市内金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を強化する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。	産業振興課

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。	【地域における共助の推進】 ■市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織との連携強化や地区協議会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。特に自主防災組織による地区防災計画の策定を支援し地域防災力	防災安全課

	の向上を推進する。	
大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。	【自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化】 ■ 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。	防災安全課
大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。	【地域と学校の連携】 ■ 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。	教育振興課
大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。	【地域コミュニティの維持】 ■ 共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持を図るため、自主防災組織等を中心とした防災訓練や活動などを支援する。	防災安全課
	■ 被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。	防災安全課
消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	【消防団における人員、資機材の整備促進】 ■ 商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するなど消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	防災安全課
	■ 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。	防災安全課

8-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	【迅速な復旧・復興に向けた道路整備】 ■ 荒尾市を拠点として福岡・佐賀・長崎から熊本を結ぶ有明海沿岸道路の幹線道路ネットワークの整備を進める。	土木課
	■ 市内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	土木課

大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。	【迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備】 ■ 県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄道が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。	総合政策課
大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。	【災害時の交通安全対策】 ■ 平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えとともに、交通安全教育の推進を図る。	防災安全課
土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。	【地籍調査の実施】 ■ 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。	土木課

8－6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果	推進方針	担当部署
大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。	【浸水対策、流域減災対策】 ■ 海岸・河川堤防等の施設の整備など、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。	土木課 企業局建設課

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画には、相互に関連のある施策や複数の部署が関連する施策があるとともに、国、県、民間事業者等と連携して推進すべき施策ものである。このため、計画の推進にあたっては、各施策の主管部署を軸として、国、県、民間事業者等との連携を図りつつ、全庁的に取り組むこととする。

2 計画推進のための取組み（事業等）及び進捗管理

本計画の推進のための具体的取組（事業等）について整理するとともに、計画の進捗を客観的に把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI）等を用いて進捗を把握する。また、取組み（事業等）は別紙「国土強靱化地域計画対象事業」において定めるものとする。

なお、重要業績指標（KPI）は下記のとおりとする。

No	指標名	現状（R1年度）	目標（R7年度）	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	65%	95%	1-1
2	公共施設の耐震化率	78.8% (H30年)	83.6%	1-1 2-2 3-1 6-3 7-2
3	防災アプリ登録者数	0%	50%	1-1 4-1
4	防災情報伝達システムの整備率	設計 90% 施工 10%	設計 100% 施工 100%	1-1 3-1 4-1
5	海岸保全施設の整備率	19%	45%	1-3
6	ため池の整備率	25%	38%	1-4
7	要配慮者利用施設の避難確保計画作成率	2/8 (25%)	8/8 (100%)	1-6
8	備蓄物資	アルファ化米 1,250食 (38%)	アルファ化米 3,300食 (100%)	2-1 5-6
9	備蓄倉庫設置数	0/5 (0%)	5/5 (100%)	2-1
10	事業中である幹線道路整備進捗率	中央野原線：63% 川後田府本線：43% 万田田添線：35%	中央野原線：100% 川後田府本線：100% 万田田添線：100%	2-1 5-1
11	自主防災組織率	80.84%	95%	2-3
12	地区防災計画策定率	23.7%	100%	2-3

No	指標名	現状（R 1年度）	目標（R 7年度）	リスク シナリオ
1 3	消防団員数	4 8 0人	4 8 0人	2-4 7-1 8-4
1 4	水道施設耐震率	7 7. 9%	7 7. 9%	6-2
1 5	上水道管路の耐震化率 （導水管）	2 6. 7%	6 7. 9%	6-2
1 6	上水道管路の耐震化率 （送水管）	7 6. 1%	7 6. 1%	6-2
1 7	汚水処理人口普及率	8 1. 9% （H 3 0年）	8 6. 8%	6-3
1 8	地籍調査完了面積	5 6. 6 9 Km ²	5 7. 1 5 Km ²	8-3